

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年3月19日提出
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【電話番号】	03-5635-1605
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	コメルツ・ヨーロッパ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月26日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

以下の訂正箇所を下線を付記致します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

(訂正前)

継続募集に係る申込期間（平成22年2月27日から平成23年2月28日まで）

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの継続申込期間は平成23年2月28日までとさせて頂いておりますが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却してまいります。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(訂正後)

継続募集に係る申込期間（平成22年2月27日から平成22年4月9日まで）

当ファンドは、繰上償還により平成22年4月13日をもって信託期間が終了いたします。

繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却してまいります。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

(訂正前)

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、 Frankfurt証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金再投資コース	1円単位 1万円以上 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(中略)

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却してまいります。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(訂正後)

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、 Frankfurt証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算

分配金再投資コース	1円単位 1万円以上 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額×お申込口数=お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15% (税抜3.0%) を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。
-----------	---	--

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(中略)

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行うため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

取得申込み手続きは平成22年4月9日までとさせていただきます。繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

(3) 信託期間

(訂正前)

信託期間は無期限とします。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(訂正後)

当ファンドは繰上償還により平成22年4月13日をもって信託期間が終了いたします。

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

(訂正前)

平成10年12月 1日 ファンドの信託契約締結、設定募集開始・運用開始
平成12年11月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成12年12月 1日 有価証券届出書効力発生

(訂正後)

平成10年12月 1日 ファンドの信託契約締結、設定募集開始・運用開始
平成12年11月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成12年12月 1日 有価証券届出書効力発生
平成22年 4月13日 ファンドの信託の終了(繰上償還)

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(訂正前)

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受け付けは行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受け付けとさせていただきます。お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金再投資コース	1円単位 1万円以上 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(中略)

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(訂正後)

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受け付けは行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受け付けとさせていただきます。お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金再投資コース	1円単位 1万円以上 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(中略)

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行うため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

取得申込み手続きは平成22年4月9日までとさせていただいており、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

(訂正前)

信託期間は無期限とします。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(訂正後)

当ファンドは繰上償還により平成22年4月13日をもって信託期間が終了いたします。